関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高10m及び25kHzの参照周波数帯域において、時間率10％で12dB（μV／m）の瞬時電界強度値を使用しなければならない。第三地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高60mにおいて、時間率１％で－６dB又は公共保安・災害救済通信のように比較的大きな保護が要求される使用については－10dBのＩ/Ｎ比（Ｎ＝－161dBW／４kHz）を使用しなければならない。156.7625―156.8375MHz、156.5125―156.5375MHz、161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯において、宇宙監視レーダーの帯域外の等価等方輻射電力の値は－16dBWを超えてはならない。この分配に基づくウクライナの無線標定業務への周波数の割当ては、モルドバの同意がなければ使用されないものとする。

5. 226

156.525MHzの周波数は、デジタル選択呼出（ＤＳＣ）を利用した海上移動業務のＶＨＦ無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び156.4875―156.5625MHzの周波数帯の使用条件は、無線通信規則第31条、第52条及び付録第18号に定める。

156. 8MHzの周波数は、海上移動業務のＶＨＦ無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び156.7625―156.8375MHzの周波数帯の使用条件は、無線通信規則第31条及び付録第18号に定める。

156―156.4875MHz、156.5625―156.7625MHz、156.8375―157.45MHz、160.6―160.975MHz及び161.475―162.05MHzの周波数帯においては、海上移動業務の局に割り当てた周波数に限り、各主管庁は、この業務に優先権を与えなければならない（無線通信規則第31条、第52条及び付録第18号参照）。

海上移動業務のＶＨＦ無線電話に有害な混信を生じさせるおそれがある地区では、これらの周波数帯が分配されている他の業務の局によるこれらの周波数帯内のいかなる周波数の使用も避けるものとする。ただし、156.8MHz及び156.525MHzの周波数並びに海上移動業務に優先権が与えられている周波数帯は、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件とし、かつ、現在の周波数使用方法及び現存する合意に留意して、内陸水路の無線通信に使用することができる。

5. 227

付加分配：156.4875―156.5125MHz及び156.5375―156.5625MHzの周波数帯は、固定業務及び陸上移動業務にも一次的基礎で分配される。固定業務及び陸上移動業務によるこれらの周波数帯の使用は、海上移動業務のＶＨＦ無線電話に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

5. 227A（未使用）

5. 228

移動衛星業務（地球から宇宙）による156.7625―156.7875MHz及び156.8125―156.8375MHzの周波数帯の使用は、長距離用ＡＩＳ情報（メッセージ27、最新版のＩＴＵ－Ｒ勧告M. 1371を参照）の船舶自動識別装置（ＡＩＳ）による発信を受信する場合に限る。船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での発射は、１Ｗを超えてはならない。

5. 228A

161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

5. 228B

固定業務及び陸上移動業務による161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯の使用は、海上移動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 228C

海上移動業務及び移動衛星業務（地球から宇宙）による161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯の使用は、船舶自動識別装置（ＡＩＳ）に限る。航空移動（ＯＲ）業務によるこれらの周波数帯の使用は、航空機による捜索救助活動からの船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の発射に限る。これらの周波数帯におけるＡＩＳの運用は、隣接する周波数帯で運用する固定業務及び移動業務の開発及び使用に制限を課してはならない。

5. 228D

161.9625―161.9875MHz（ＡＩＳ１）及び162.0125―162.0375MHz（ＡＩＳ２）の周波数帯は、固定業務及び移動業務への分配が有効ではなくなる2025年１月１日までは、一次的基礎で固定業務及び移動業務による使用を継続することができる。主管庁は、固定業務及び移動業務によるこれらの周波数帯の使用を移行日よりも前に止めるために、全ての実行可能な努力を行うことを奨励される。この移行期間の間、これらの周波数帯における海上移動業務は、固定業務、陸上移動業務及び航空移動業務に対して優先権を有する。

5. 228E

161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯における航空移動（ＯＲ）業務による船舶自動識別装置の使用は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に限る。

5. 228F

移動衛星業務（地球から宇宙）による161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯の使用は、海上移動業務で運用されている局からの船舶自動識別装置の発射を受信する場合に限る。

5. 229

付加分配：モロッコでは、162―174MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。この周波数帯の使用は、分配表に従って運用中又は使用を計画中の業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。1981年１月１日に現存する局は、その時点における技術特性を維持する限り、そのような同意による影響を受けない。

5. 230

付加分配：中華人民共和国では、163―167MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。

5. 231

付加分配：アフガニスタン及び中華人民共和国では、167―174MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 232

付加分配：日本では、170―174MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 233

付加分配：中華人民共和国では、174―184MHzの周波数帯は、無線通信規則第9. 21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。これらの業務は、現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 234

業務の種類の地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務に対する174―216MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5. 33号参照）。

5. 235

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、ノルウェー、オランダ、英国、スウェーデン及びスイスでは、174―223MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。